

行橋市水道事業（浄水場運転管理等）業務委託  
応募要領説明書

令和元年9月2日

行橋市環境水道部上水道課

## 第1節 一般概要

### 1. 応募要領説明書の位置付け

行橋市水道事業（浄水場運転管理等）業務委託（以下「本委託」という。）は、行橋市の所有する「行橋浄水場、矢留浄水場及び配水池・ポンプ場」など（以下「浄水場施設等」という。）の運転管理業務、維持管理業務を主とした業務について、民間の創意工夫及びノウハウの活用により、水道施設管理のうち「浄水場施設等における運転及び維持管理の効率化」及び「安全でおいしい水の安定供給」を期待するものであり、行橋市は、行橋市水道事業（浄水場運転管理等）業務（以下「本業務」という。）を民間事業者（以下「事業者」という。）への委託により実施することとした。

この応募要領説明書は、行橋市が本委託の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式（随意契約）により選定するにあたり、公募に参加しようとする事業者（以下「応募参加者」という。）に配付するものである。

応募参加者は、応募要領説明書の内容を踏まえ、技術提案書及び見積書を提出すること。なお、本応募要領説明書に併せて配布する要求水準書等を本応募要領説明書と一体のものとし、これら全てを併せて、以下「応募要領説明書等」という。

### 2. 委託業務の概要

別添の要求水準書のとおり。ただし、要求水準書は本業務の概要、行橋市が業務成果として求める最低限の内容を参考として示すものであり、応募参加者の技術提案の内容を制限するものではない。

### 3. 業務規模

965,065,000円以下（消費税等含む）

令和2年度 193,013,000円

令和3年度 193,013,000円

令和4年度 193,013,000円

令和5年度 193,013,000円

令和6年度 193,013,000円

※ 提案見積額が業務規模に定める金額を超えた場合は失格とする。

### 4. 委託業者選定の概要日程

公示及び応募要領配付開始 参加・質問受付開始	令和元年9月2日（月）
現地説明会	令和元年9月10日（火）・11日（水）
質問期限	令和元年9月17日（火）
質問回答	令和元年9月24日（火）
参加申込期限	令和元年9月27日（金）
参加資格審査結果通知	令和元年10月4日（金）

業務提案書等の応募書類提出期限	令和元年10月15日（火）
プレゼンテーション（提案説明会） 及び審査委員会による審査	令和元年10月23日（水）
審査結果通知	令和元年10月28日（月）
契約交渉	令和元年11月1日（金）
委託契約締結	令和元年11月15日（金）

- ① 本委託の実施に係る契約（以下「委託契約」という。）は、業務提案書等に記載された内容及びプレゼンテーションについて、〔別表1〕の項目について採点し、最も得点の高い応募参加者（優先交渉権者）と契約交渉を行い、合意に至った際に委託契約を締結する。
- ② 必要に応じて、質問受付及び回答を別途行う。
- ③ 業務提案書等受付後、提案内容に関する質疑等を行う場合がある。
- ④ 応募状況によっては、日程を変更する場合がある。

## 第2節 応募参加者に関する要件・応募要領

### 1. 応募参加者の備えるべき要件

- (1) 「行橋市建設工事等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則」に基づき、有資格者名簿に登録されている者であること  
なお、現在市内及び市外物品・役務有資格者名簿に登録されていない者については、速やかに追加登録の手続きを行い、登録を受けること。
- (2) 本委託の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること
- (3) 浄水場運転管理業務に精通し、国内で下記①・②の条件を満たす運転管理実績を有すること（ただし、簡易水道、配水池・ポンプ場等の水道施設の一部や塩素消毒のみの施設、夜間・休日の宿直及び排水処理の管理は、実績として含めない）
  - ① 平成21年4月1日以降において、処理能力10,000 m<sup>3</sup>/日以上  
の浄水場運転管理実績が5か所以上あること
  - ② 上記①のうち、高度浄水処理施設（粒状活性炭）の運転管理実績が1  
か所以上あること
※浄水場運転管理業務実績は、運転維持管理証明書（様式第11号）に記入して提出すること
- (4) 常時雇用関係があり、かつ、日本国内において、水道事業の浄水場運転管理等業務について5年以上の実務経験を有する業務責任者を配置できる者であること
- (5) 下記に掲げる資格を有する者を配置できること
  - ・ 水道技術管理者
  - ・ 水道施設管理技士（2級以上）
  - ・ 特定化学物質作業主任者
  - ・ 第2種電気工事士
  - ・ 第2種酸素欠乏危険作業主任者
  - ・ 消防設備点検資格第2種

## 2. 応募参加者の禁止行為

応募参加者は、自己の有利になることを目的として、本委託の事務局職員、行橋市水道事業（浄水場運転管理等）業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員、その他行橋市の関係者に働きかけを行ってはならない。

これらを含む選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った応募参加者については、応募参加資格を取り消すものとする。

## 3. 応募参加の取り消し

事業者が参加申込を提出した日（行橋市が参加申込を受理した年月日）から審査結果の公表までの期間に上記2のいずれかに該当することとなった場合又は下記のいずれかに該当することとなった場合には、応募参加資格を取り消すものとする。

- (1) 実施要領第8条に定める参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 不渡手形又は不渡小切手を振り出した者
- (3) 行橋市工事請負業者選考委員会からの指名停止措置を受けた者
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 実施要領・応募要領説明書等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (7) 現地説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- (8) 提案見積書の金額が、実施要領第5条に定める業務目安額を超えた場合

## 4. 応募に関する留意事項

- (1) 応募要領説明書等の承諾  
応募参加者は、プロポーザル参加申込書の提出をもって、応募要領説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 費用負担  
応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募参加者の負担とする。
- (3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻  
応募に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (4) 著作権  
応募参加者から応募要領説明書等に基づき提出される書類の著作権は、応募参加者に帰属する。ただし、行橋市は本事業の範囲において公表する場合、その他行橋市が必要と認める場合には、応募要領説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出書類の取扱い  
提出された書類については、変更できないものとし、また、原則として返却しないものとする。
- (6) 行橋市からの提示資料の取扱い

行橋市が提示する資料は、本委託の提案書等に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(7) 応募、提案書等の無効に関する事項

次のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

- ア 応募参加資格を取り消された事業者の業務提案書等
- イ 記名押印のない提案見積書による応募
- ウ 同一応募参加者により提案された複数の業務提案書等
- エ 同一項目に対し2通り以上の提案がされた業務提案書等
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合の応募
- カ 著しく信義に反する行為があった応募参加者が行った応募

(8) その他

応募要領説明書等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募参加者に通知する。

## 5. 応募要領説明書等の配付等

(1) 応募要領説明書等の配布

- ア 日時  
令和元年9月2日(月)から
- イ 場所
  - 1) 福岡県行橋市中央一丁目1番1号  
行橋市庁舎西棟2階環境水道部上水道課
  - 2) 行橋市ホームページ

(2) 施設見学会

下記A日程又はB日程へ参加すること。

ア A日程

- 1) 行橋浄水場
  - ① 日時  
令和元年9月10日(火) 午前9時から午前10時まで
  - ② 場所  
行橋市大橋一丁目15番67号 行橋浄水場
- 2) その他浄水関連施設
  - ① 日時  
令和元年9月10日(火) 午前10時から午前12時まで

② 場所

第4節「1. 業務対象施設」のとおり

※ 行橋浄水場の見学終了後に移動

3) 矢留浄水場

① 日時

令和元年9月10日(火) 午後1時30分から午後3時00分まで

② 場所

行橋市大字矢留973番地 矢留浄水場

イ B日程

1) 行橋浄水場

① 日時

令和元年9月11日(水) 午前9時から午前10時まで

② 場所

行橋市大橋一丁目15番67号 行橋浄水場

2) その他浄水関連施設

① 日時

令和元年9月11日(水) 午前10時から午前12時まで

② 場所

第4節「1. 業務対象施設」のとおり

※ 行橋浄水場の見学終了後に移動

3) 矢留浄水場

① 日時

令和元年9月11日(水) 午後1時30分から午後3時00分まで

② 場所

行橋市大字矢留973番地 矢留浄水場

(3) 質問及び回答

ア 質問の受付

令和元年9月 2日(月) から

令和元年9月17日(火) 12:00必着

質問内容を簡素にまとめ、電子メールで提出すること。

送信した場合は提出先へ電話にてその旨連絡すること。

これ以外の方法(電話、口頭等)での質問には回答しない。

E-mail : [suidou@city.yukuhashi.lg.jp](mailto:suidou@city.yukuhashi.lg.jp)

イ 回答

質問に対する回答は、令和元年9月24日(火)に応募参加者全員に電子メールで回答することとする。

## 6. 提出書類

(1) プロポーザル参加申込書の提出

ア 提出期限

令和元年9月27日(金) 15:00必着(当日消印有効)

イ 提出先

福岡県行橋市中央一丁目1番1号

行橋市庁舎西棟2階環境水道部上水道課

Tel: 0930-25-1111 (内線1263)

E-mail : [suidou@city.yukuhashi.lg.jp](mailto:suidou@city.yukuhashi.lg.jp)

ウ 提出方法

上記提出先に直接持参、郵送、Eメールにより提出すること。

なお、Eメールで提出する際には、誤送信、送信容量に十分注意し、送信した場合は提出先へ電話にてその旨連絡すること。

エ 提出書類

- 1) プロポーザル参加申込書
- 2) 会社概要がわかるもの（会社設立年月、資本金、事業内容が明記されているパンフレットなど）
- 3) 運転維持管理証明書（様式第 11 号）  
応募参加者の備えるべき要件の確認のほか、二次審査の評価項目〔別表 1〕1 業務遂行能力の評価に使用します。
- 4) 水道関係資格及びその資格の保有数
- 5) 水道関係従業員数及び総数
- 6) 配置予定水道技術管理者、業務責任者及び業務副責任者の経歴書
- 7) 暴力団の排除に関する誓約書（様式第 2 号）

オ 提出部数

正 1 部、副 1 部を提出すること

(2) 業務提案書等の提出

ア 提出期限

令和元年 10 月 15 日（火） 15：00 必着（当日消印有効）

イ 提出先

福岡県行橋市中央一丁目 1 番 1 号  
行橋市庁舎西棟 2 階環境水道部上水道課

Tel : 0930-25-1111 （内線 1263）

E-mail : [suidou@city.yukunashi.lg.jp](mailto:suidou@city.yukunashi.lg.jp)

ウ 提出方法

上記提出先に直接持参、郵送、Eメールにより提出すること。

なお、Eメールで提出する際には、誤送信、送信容量に十分注意し、送信した場合は提出先へ電話にてその旨連絡すること。

エ 提出書類

- 1) 業務提案書（様式第 4 号～様式第 9 号）
- 2) 提案見積書（様式第 10 号）  
なお、見積書については各浄水場の内容を記載し、詳細についても内訳書を添付すること。
- 3) 各様式の枚数は各事業者の自由とするが、できる限り簡素に記載すること。サイズは日本工業規格「A4 版」縦置き横書き左綴じとする。図表等を使用する場合において「A3 版」を使用するときは、折り閉じること。  
なお、技術提案書に付随する資料添付については、認めない。

オ 提出部数

正 1 部、副 1 部を提出すること

(3) その他

行橋市が提示する資料及び回答書は、応募要領書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

また、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 応募要領説明書等に違反すると認められた場合

## 7. 事務局

行橋市中央一丁目1番1号

行橋市環境水道部上水道課管理係

担当：清水・大下

TEL：0930-25-1111（内線1263）

FAX：0930-25-9777

## 第3節 提出書類の審査

### 1. 審査委員会の設置

本委託について提案された業務提案書等について審査し、優先交渉権者を決定するため、審査委員会を設置し、委員会の庶務は、環境水道部上水道課において処理する。

なお、審査委員会の構成、委員の職・氏名は、原則として非公開とする。

### 2. 審査方法

#### (1) 一次審査（提出書類の審査）

行橋市は、業務提案書等が要求水準書及び次節に定める要件を充たしていることを確認する。

要件を充たしていない場合は、失格とする。

#### (2) 二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

一次審査を通過した応募参加者を対象として、提出された業務提案書等について、応募参加者による説明並びに審査委員会による質問などを行うためにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

##### ア プレゼンテーション及びヒアリングの日程

令和元年10月23日（水）を予定とし、詳細は後日通知することとする。

**※出席予定者がやむを得ない事情により出席できない場合は要相談**

##### イ プレゼンテーション及びヒアリングの実施内容

時間配分は1社60分以内とする

（準備：5分、説明：20分、質疑応答30分、片付け：5分）

出席者は3名以上5名以内とし、本業務における水道業務技術総括者及び業務責任者は必ず出席すること

なお、総括責任者が業務責任者を兼務する場合には、業務副責任者も出席し、勤務予定者が2名以上出席すること。

#### (3) 優先交渉権者の選定

ア 委員会は、業務提案書等について審査・評価を行い、合計点の最も高い応募参加者を優先交渉権者として選定する。

イ 応募参加者が1社となった場合であっても、再募集等を行わずに審査を行う事とする。

#### (4) 契約の締結

ア 行橋市は、優先交渉権者と契約交渉を行い、合意に至ったときは随意契約を締結する。



- イ 審査結果は、審査終了後に応募参加者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
- ウ 業務提案書等の詳細については、原則、公表しない。

### 3. 評価項目

二次審査について、〔別表1〕に定める項目を中心とした評価を行うこととする。

## 第4節 提案書等に関する条件

本業務の業務提案書等に関する条件は次のとおりとする。応募参加者は、これらの条件を踏まえて、技術提案書等を作成すること。

### 1. 業務対象施設

- (1) 取水口
  - ア 彦徳取水口（矢留浄水場）  
京都郡みやこ町大字豊津彦徳字上古川523番地先 二級河川今川右岸
  - イ 大橋取水口（行橋浄水場）  
行橋市大橋一丁目1979番地1先 二級河川今川左岸
- (2) 矢留分水榭  
行橋市大字矢留30番地3
- (3) 矢留沈砂池  
行橋市大字矢留371番地
- (4) 矢留貯水池  
行橋市大字矢留 裏の谷池 松田池
- (5) 矢留取水塔  
行橋市大字矢留 裏の谷池
- (6) 矢留配水池（6000 m<sup>3</sup>, 5,000 m<sup>3</sup>, 2,060 m<sup>3</sup>, 675 m<sup>3</sup>）  
行橋市大字矢留1716番地2
- (7) 浄水場
  - ア 行橋浄水場（施設能力：2,720 m<sup>3</sup>/日）  
行橋市大橋一丁目15番67号
  - イ 矢留浄水場（施設能力：17,280 m<sup>3</sup>/日）＋京築水道企業団受水 3,800 m<sup>3</sup>/日  
行橋市大字矢留973番地  
行橋市大字矢留1017番地2  
行橋市大字矢留861番地5
- (8) 配水末端  
行橋市大字下崎1375番地3
- (9) 水道用地（宮の杜団地内）  
行橋市大字上稗田1385番地7, 1385番地8  
行橋市大字下稗田1666番地27
- (10) 水道用地（イトーピア団地内）  
行橋市大字上検地28番地4

- 行橋市大字長木 2 9 5 番地 8  
(11) 岩崎台団地  
行橋市大字道場寺 1 6 9 8 番地 4 9

※ 毎日検査箇所

- ア 行橋浄化センター  
行橋市東大橋六丁目 3 2 6 7 番地  
イ 魚町公民館  
行橋市宮市町 5 7 1 番地 2  
ウ ふんすい公園  
行橋市西宮市一丁目 7 1 1 番地  
エ 矢留浄水場器材倉庫  
行橋市大字矢留 9 8 8 番地 1  
オ その他水質管理に必要な箇所

## 2. 業務提案書の条件

業務提案書は、少なくとも次の条件を含めて記載すること。

- (1) 業務実施体制（従事者配置計画を含む）  
(2) 業務実施方法  
(3) 業務内容及び業務に関する企画・技術提案
- ア 運転管理業務に関する企画・技術提案
- 1) 運転管理の考え方
  - 2) 運転管理体制
  - 3) 施設に対する理解
  - 4) 水質についての理解
  - 5) 保安管理体制（監視・警備の体制）
  - 6) 緊急事態時の体制
  - 7) 物品の調達・管理
  - 8) その他関連業務
- イ 保守管理業務に関する企画・技術提案
- 1) 保守管理の考え方
  - 2) 設備機器の機能に関する知識
  - 3) 技術提案
  - 4) 消耗品の管理
  - 5) 突発的な補修・管理体制
  - 6) その他関連業務
- ウ 安全衛生管理・教育研修に関する企画・業務提案
- 1) 安全衛生管理の考え方
  - 2) 安全衛生管理体制
  - 3) 安全衛生管理計画
  - 4) 教育研修の考え方
  - 5) 教育研修体制
  - 6) 教育研修計画

- 7) その他関連業務
- エ 危機管理に関する企画・業務提案
  - 1) 渇水、台風、停電、地震等の災害時の危機管理の考え方
  - 2) 設備故障、水質異常、漏水事故等の水道の危機管理の考え方
  - 3) 緊急事態体制
  - 4) 協定書による災害時等の協力
  - 5) その他提案
- オ その他の企画・業務提案
  - 1) 官民の責任分担についての考え方
  - 2) 委託範囲の変更が生じた際の対応についての考え方
  - 3) 業務引継ぎ体制についての考え方
  - 4) 地域貢献・地域雇用についての考え方
  - 5) 各業務・体制におけるコスト縮減についての考え方
  - 6) その他提案

### 3. 見積書に関する条件

#### (1) 行橋市が支払う委託料

行橋市が委託期間を通じて支払う委託料は、参加者が提案する施設の運転管理業務、保守管理業務等のサービスの対価として、令和2年4月1日から令和2年4月30日まで分を初回として、以後毎月1回、令和7年3月31日までの60回の支払いとする。

#### (2) 保険

事業者は、委託期間において事業者の帰責事由により生じる損害等に対応できる保険等を付保すること。

### 4. 業務実施に関する事項

#### (1) 業務引継

業務開始に先立つ準備期間における費用については、受託者の負担とする。

#### (2) 業務の再委託等

本委託業の実施にあたり、事業者は、行橋市の承認を受けた場合に限り、その業務の一部を他の者に再委託し、又は請負わせることができる。行橋市は、再委託等を行うことによって、業務の確実な実施が見込めないと認めるときは、承認をしないことができる。また、業務の全部を再委託することはできないものとする。

#### (3) 委託業務の継続が困難となった場合の措置

##### ア 事業者の債務不履行の場合

- 1) 事業者の提供するサービスが契約に定める水準を下回る場合及び事業の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合、行橋市は事業者に対して、改善勧告を行い、一定の期間内に改善策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときには、行橋市は契約を解除することができる。

- 2) 事業者が倒産し又は財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく委託業務の継続が困難と合理的に考えられる場合、行橋市は、契約を解除できる。
- 3) 1) 又は 2) において、行橋市が契約を解除した場合、事業者は原則として原状回復義務を負うほか、行橋市は事業者に対して、これにより生じた損害の賠償を請求することができる。
- イ 行橋市の債務不履行
  - 1) 行橋市の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難となった場合、事業者は、契約を解除することができる。
  - 2) 1) において、事業者が契約を解除した場合、事業者は行橋市に対し、これにより生じた損害の賠償を請求することができる。
- ウ 当事者の責めに帰することができない事由により委託業務の継続が困難となった場合
 

不可抗力その他行橋市及び事業者のいずれかの責めに帰することができない事由により委託業務の継続が困難となった場合、行橋市及び事業者双方は、委託業務継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わなかったときは、それぞれ相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、行橋市及び事業者は、契約を解除することができる。
- エ その他
 

上記の解除事由や損害賠償金額及び不可抗力等による契約終了時の精算方法等は、契約で規定する。

## 5. 行橋市による本委託の実施状況の監視

### (1) モニタリング

行橋市は、事業者が提供する施設の運転管理業務、保守管理業務などの状況把握を目的として、行橋市の確認を得た各業務に関する計画をもとに、定期又は随時に書面及び現地調査等により監視を行う。

### (2) 支払いの減額等

契約に定めるサービス水準を充足していないことや災害その他事故等が起因となる水道施設等の停止・休止があった場合について業務内容に変更が生じた際は、委託料の減額等を行うことがある。

減額等の方法については契約に規定することとし、主に次の事項を勘案して減額等の要否及び額を決定する。

なお、決定に際しては事業者の意見を聴取する。

#### ア サービス水準の充足

イ 上記アを充たさない事項が処理機能、住民サービスに及ぼす影響

ウ 上記アを充たさない事項に対する改善

エ 施設停止があった場合の業務内容変更時

## 6. 支払手続

(1) 事業者は、毎月に業務完了届を作成し、速やかに提出する。

(2) 行橋市は、業務完了届受領後、速やかに検査を行う。

- (3) 事業者は、行橋市の検査完了後速やかに市に請求書を送付すること。
- (4) 行橋市は事業者からの請求書を受領後、30日以内に当該委託料を支払う。

## **7. 契約に関する事項**

- (1) 行橋市は、最優秀交渉権者との交渉成立をもって契約する。
- (2) 契約保証金は、契約金額の10%以上とする。ただし、事業者が保険会社との間に行橋市を被保険者とする履行保証保険を締結した場合には、契約保証金の全部又は一部を納入しないことができる。
- (3) 契約は、行橋市の提示資料及び事業者の提案内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき準備、運転及び維持管理に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。
- (4) 契約金額の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって契約金額とする。



〔別表 1〕

審査項目	評価着眼点	配点	
業務全体に関する事項			
1	業務遂行能力  (国内で処理能力 10,000 m <sup>3</sup> /日以上 の浄水場運転管理 実績について)	1. 平成26年4月1日以降で、浄水場運転管理業務の 実績の箇所数 (5か所以上ある場合は5か所までの報告とする) ただし、同一浄水場の浄水場運転管理業務を受託した 箇所は1か所として取り扱う	10
	(運転維持管理証 明書(様式第11号) に記入して提出)	2. 令和2年度において浄水場運転管理業務を受託して いる自治体数 (5か所以上ある場合は5か所までの報告とする)	5
		3. 上記2のうち、行橋市役所から300km圏内の 自治体数 (5か所以上ある場合は5か所までの報告とする)	5
2	業務実施体制 業務実施方法	・業務実施体制(従業員配置計画)等の内容に不備はな いか	30
運転管理業務に関する提案			
3	浄水場施設等に ついて	・基本的な考え方 ・機器の故障等発生時の対応	40
4	水質について	・基本的な考え方 ・水質悪化時の対応	40
5	運転管理に関する 技術提案	・安定運転に向けた取組 ・水処理を行うにあたっての創意工夫	30
保守管理業務に関する提案			
6	設備機器の機能 に関する知識	・浄水場施設等の設備機器の役割、特性を理解している か	30
7	保守管理計画	・施設の効率的、安定的な運転に必要な保守管理が行わ れる計画となっているか ・行橋市の策定する更新計画、補修計画に反映できる報 告体制が構築されているか	20
8	保守管理に関する 技術提案	・予防保全、事後保全の取り組みについて ・各点検についての実施方法について	30
9	突発的な補修(軽微 なもの)の考え方	・「設備機器の機能に関する知識」に基づいた緊急性の 判断についての考え方 ・補修についての(実績に基づいた)技術力があるか	10
10	消耗品の管理	・保守管理業務を行う中で必要となる消耗品について、 在庫管理が適切にできる体制であるか	10

〔別表 1〕

審査項目	評価着眼点	配点
安全衛生管理・教育研修に関する事項		
11	安全衛生管理の考え方 ・労働安全衛生面についての考え方 ・従事者についての衛生管理の考え方 ・施設についての衛生管理の考え方	10
12	安全衛生管理計画 ・作業等に関する計画、注意点等についての考え方 ・作業従事者の健康等の衛生管理についての計画となっているか	20
13	教育研修の考え方 ・機械、電気、水質等の技術力に関する教育研修体制についての考え方 ・緊急時対応についての教育研修体制についての考え方	20
14	教育研修計画 ・浄水場の運転管理に必要な教育計画となっているか	20
その他の提案		
15	危機管理に関する考え方 ・薬品流出、水質異常等の予防、対応についての考え方	20
16	緊急事態体制 ・緊急時対応マニュアル等が策定されているか ・異常時の応援体制等について ・インフルエンザ等の感染症を含む病原生物対策について ・災害時に提供可能な労力・物資等とそのコストについて	30
17	業務分担及び行橋市との連携 ・受託業務について責任を持って業務遂行できるか、特に、異常時等について行橋市への報告を行い、指示に従って業務遂行ができるか	10
18	責任分担の考え方 ・通常業務、緊急時を問わず、業務遂行する上での責任分担についての考え方	20
19	地域貢献（地元雇用）の考え方 ・地元雇用を主とした地域貢献について具体的な考えがあるか	10
20	コスト縮減に関する提案 ・ランニングコスト、人件費、薬品費等を縮減するための手段、計画について	30
提案見積額		
21	提案見積額の設定について 100点 × (最低見積額 / 採点対象者見積額)	100